

## 「知的財産推進計画 2025」の策定に向けた意見募集

知的財産戦略本部では、同本部の下におかれた構想委員会において、「知的財産推進計画 2025」の策定に向けた検討を進めております。

今後、「知的財産推進計画 2025」の策定に向けた検討に役立てるため、広く国民の皆様からの意見を募集いたします。意見は、下記の要領にて提出いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間

令和6年11月11日(月)～令和6年12月20日(金)

#### 2. 募集テーマ

「知的財産推進計画 2025」の策定に向けた意見募集

※ 「知的財産推進計画 2024」について見直すべき点や、「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等について、意見を募集いたします。

#### 3. これまでの検討状況等

ア) 知的財産推進計画 2024

【概要】

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou1.pdf>

【本文】

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf>

イ) 新たなクールジャパン戦略

【概要】

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou3.pdf>

【本文】

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou4.pdf>

ウ) 「構想委員会」における検討状況

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/index.html>

#### 4. 意見の取扱い

- (1) いただいた意見は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを除き、意見募集の結果として原則公表いたします。また、構想委員会等の資料として公表する場合があります。なお、公表に際しては、意見を要約等させていただく場合があります。
- (2) 団体・法人名は原則公表いたします。支障がある場合は、意見提出時にその旨記載ください。
- (3) 意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合や、個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、当該箇所を伏せて公表いたします。また、省略等の編集をさせていただく場合があります。
- (4) 意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報には適正に管理し、意見内容に不明な点があった場合の連絡・確認等、本意見募集に関する業務にのみ使用いたします。
- (5) いただいた意見に対する個別の回答はいたしかねます。
- (6) 電話での意見の表明等には応じられません。

#### 5. 意見の提出方法

「6. 意見の提出様式」に従い、日本語で記入の上、以下の(1)～(3)の方法により、提出してください。なお、郵送にて提出いただく場合は、別途電子媒体の提出をお願いすることがあります。

(1) フォームによる場合

以下の URL にアクセスし、表示される案内に従って提出してください。

【URL】

<https://form.cao.go.jp/chitekizaisan/opinion-0014.html>

【提出締切】

令和6年12月20日(金) 23時59分】

(2) 郵送による場合

【送付先】

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府本府庁舎3階

内閣府知的財産戦略推進事務局総括担当(意見募集担当) 宛て

【提出締切】

令和6年12月20日(金)必着

(3) 電子メールによる場合(上記2つの方法による意見提出が困難な事情がある場合のみ)

上記(1)~(2)による意見提出が困難な事情がある場合に限り、メールでの提出が可能です。ただし、ファイル添付は不可とし、メール本文(テキスト形式)に直接意見を記載して提出してください。

【送付先メールアドレス】

chizaisokatsu※cao.go.jp

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しています。送信の際には、「※」を「@」(半角)に変更してください。

【メール件名】

「知的財産推進計画 2025」の策定に向けた意見提出

【提出締切】

令和6年12月20日(金) 23時59分】

## 6. 意見の提出様式

(1) 意見提出者の種別

※ 【個人】又は【団体・法人等】のいずれかを選択してください。

(2) 【個人名】又は【団体・法人名】

(3) 【職業】(個人の場合)又は【業種】(団体・法人等の場合)

(4) 担当者の所属・氏名

※ 団体・法人等の場合のみ記載してください。

(5) 住所

(6) 電話番号

(7) メールアドレス

(8) 意見

① 全文

複数の意見を出す場合、改行して記入してください。

② 要旨

全文が1,000字を超える場合は、別途要旨を200字以内で記載してください。

③ 意見内容のカテゴリー

意見内容に最も近い領域・分野を以下から選択してください。

選択項目は、「知的財産推進計画 2024」の重点施策を設定しています。

【「知的財産推進計画 2024」重点施策】

A. 知的財産の創造

(A1) 国内のイノベーション投資の促進

(A2) 知財・無形資産への投資による価値創造

(A3) AIと知的財産権

- B. 知的財産の保護
  - (B1) 技術流出の防止
  - (B2) 海賊版・模倣品対策の強化
  - (B3) 産業財産権制度・運用の強化
  - (B4) 知財紛争解決に向けたインフラ整備
- C. 知的財産の活用
  - (C1) 産学連携による社会実装の推進
  - (C2) 標準の戦略的活用の推進
  - (C3) デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備
  - (C4) 中小企業／地方(地域)／農林水産業分野の知財活用強化
- D. 高度知財人材の戦略的な育成・活躍
  - (D1) 研究開発における人材育成・流動化
  - (D2) コンテンツ開発や利活用における人材育成
  - (D3) 知財活用を支える人材基盤の強化
- E. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略
  - (E1) 新たなクールジャパン戦略
  - (E2) デジタル時代のコンテンツ戦略
- F. その他(「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等)

## 7. 留意事項

- (1) 文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
- (2) 法人・団体名での意見は、組織内での必要な手続を経た上で、御提出いただくようお願いいたします(法人・団体としての意見であることを確認させていただくことがあります。)

### 【本件に関する連絡先】

内閣府 知的財産戦略推進事務局 (総括担当)

電話番号: 03-3581-0324(代表)